

ブラジルにおけるスタートアップ企業及びイノベーション - 税制の背景

(2021年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

サンパウロ事務所

ビジネス展開・人材支援部

ブラジルにおけるスタートアップ及び革新 - 税制の背景

要約

1	序論.....	3
2	ブラジルにおけるイノベーションに対する政府の主導性.....	3
2.1	スタートアップ企業の法的枠組み.....	4
2.2	州のインセンティブ – サンパウロ州.....	5
2.3	サンパウロ市のスタートアップ及び技術革新に対する奨励策.....	6
2.4	ブラジルに於ける Open Innovation の奨励と恩典.....	6
3	ブラジルのスタートアップ、零細企業及び小規模企業（ME/EPP）に適用されるインセンティブ.....	7
3.1	零細・小企業向け簡易税務申告制度(Simples Nacional).....	8
3.2	エンジェル投資家.....	9
3.3	スタートアップ及び革新的企業向けの簡易税制度.....	10
4	技術革新プログラム（グッド法）.....	11
5	ブラジルのスタートアップへの外国の投資.....	12
6	スタートアップへの投資のメリット/デメリットの比較要約表.....	13

1- 序論

本報告書はスタートアップに関する背景の紹介、これに纏わる規則や規定、特に租税関係について、投資形態の選択、各形態による有利性、その他政府が提供するインセンティブ等について詳細に報告する。

本報告書は総合的な見地から作成されたもので各業界の詳細には触れておらず、これらは個別に分析する必要がある。実施する場合は個別事情を踏まえて分析する必要がある為、専門家の意見をきかれる事を提案する。

2- ブラジルにおけるイノベーションに対する政府の主導性

ブラジルのスタートアップ企業は世界的に頭角を現わしている。“2020 Global Rankings Report”による2020年のStartupBlinkは100ヶ国の1000都市で20位、ラテン・アメリカでは1位となっている。このランキングはエコシステムにおけるオープンイノベーション、ビジネス環境、品質、スタートアップの特性、これらの企業に対する支援状況等が評価のアイテムとなった。

ブラジルにおけるスタートアップ企業の発展は2010年頃から顕著となった。その理由としては次の3つのファクターによる：

- a- ブラジルにおける起業熱は“Global Entrepreneurship Monitor (GEM)”が SEBRAE (ブラジル零細・小企業支援サービス) 及びブラジル品質、生産性院 (IBQP) の共同調査の結果によると世界の最先端レベルである。ブラジルでは18歳から64歳の10人の成人の中3人は何らかの形で独自の会社を経営又はビジネスを営んでいる。起業化精神の向上はここ10年で23%から34,5%に跳ね上がった。
- b- その一つの重要な点は、ブラジル人は技術的に優れていると見ており、特にソフトウェアが得意だと言われている。Brasscom (ブラスコム) 社の社長、セルジオ・パウロ・ガリンド氏は、ブラジルは高度なテクノロジーを持っているが、ブラジルの税制が大きな障害となって伸び悩んでいると強調している。
- c- 世界的傾向であるテクノロジー業界、イノベーション、旧弊打破等の傾向はブラジル人の起業精神とテクノロジーの基礎造りの意欲を掻き立てている。

2010年以來、ブラジルにおけるエコシステムを基盤としたスタートアップ奨励の動きが顕著となっており、非営利団体や組織が企業を支援している。ブラジル・スタートアップ協会 (Associação Brasileira de Startups)、アンジョス・ド・ブラジル (Anjos do Brasil)、アンプロテック (ANPROTEC)、ブラジルプライベートイクイティベンチャーキャピタル協会 (ABVCap)、ディーナモ (Dínamo)、エンデアヴァー (Endeavor)、セブラエ (SEBRAE)、ABF インテックス (ABFIntechs)、ブラジル O2O 協会 (Associação Brasileira de O2O) 等がそれだ。

しかし、スタートアップ企業の障害となっているのはブラジル・コストである。過度な官僚主義の弊害、高税率、法規による労働費や租税の高騰のリスク等である。連邦政府はこの状況に気付きスタートアップに対する規制を緩和している。主な変更は次の通りである。

規定	機関	目的
補完令 155/2016	連邦政府	エンジェル投資家の設定
補完令 167/2019	連邦政府	簡略課税制度の改革
補完令 182/2021	連邦政府	スタートアップ及び革新起業家の法的枠組みの設定。

それ以外に、連邦政府は 2019 年 11 月 21 日付け法規命令 10.122 を以って“スタートアップ支援国家委員会”を設立、その目的は起業心及び計画の組織化、公的機関が保有する機能へのアクセス、スタートアップの国家プログラムの維持である。結果、2020 年 11 月には連邦政府の企業支援プログラムの総合を目的としたものとして、“スタートアップ・ポイント”が設置された。

更にブラジルの各州及び市に於いて独自の規定を設定しエコシステムの技術革新の展開を目指している。

2.1- スタートアップ企業の法的枠組み

スタートアップ企業及びイノベーション投資家に関する法的枠組は次の目的で設定された：

- a) スタートアップ企業の定義と規律；
- b) 公共機関（連邦、連邦直轄区、州、市）の活動の原則及び方針の設定；
- c) 公共管理機関による許可、革新による解決の契約の規律；
- d) イノベーション起業及び投資増大の奨励及び方針の設定；

次にスタートアップの取引形態について重要な定義は以下の通り。

名称	趣旨/定義
スタートアップ企業	既存又は創立の段階にある会社組織がその事業、製品または提供するサービスの革新を特徴づける企業。
エンジェル投資家	社員でなく、運営にも不参加また議決の権限もない、起業の責任は一切負わず、資金提供の見返りのみを受ける投資家。
試験的サンド・ボックス) 環境の制定	企業が提示する革新事業、テクノロジーを試験的に受け、予め設定した要件の履行を条件に、各機関が簡略して特別条件、簡素化手続等を認可する制度（補完令 182/2021、2 条）。

法が定めたスタートアップには二つのカテゴリーがある。

改善型スタートアップ	現状打破スタートアップ
既存のシステム、手法、取引形態、生産、既存のサービス又は製品の改善を目的とし、新しい創造はないもの。	マーケットの革新を狙って、全て新しいものを創造する形態。

スタートアップ企業としてのその他の要件：

- 1) 会社の法的形態：スタートアップ企業に該当するのは、自営業、有限会社の個人会社（Eireli）、合資会社、組合、及び単純組織で年間売上げが 1600 万リアル（1 年未満の商売の場合 1,333 万リアルを限度とする）が該当する；
- 2) 会社設立契約書（定款）又はその変更、新しいモデルの事業形態によって製品或いはサービスを提供する意思の表示；又は
- 3) 零細・小企業向け簡易税務申告制度（以下 **Simples Nacional**）対象である。
- 4) 国税庁の法人登録（CNPJ）が認めるスタートアップの期間は 10 年間で、会社形態が変更されたスタートアップ（合併、分離、又は統合）期限は合併会社の法人、合併会社の最も古い登録番号又はスタートアップ設立時に解散・整理された会社の法人登録番号が考慮される。

2.2- 州のインセンティブーサンパウロ州

サンパウロ州政府に“PITCH GOV. SP”と称する公共部門のイノベーションを促進する特別プログラムがある。当該プログラムの目的はスタートアップ会社にプロジェクト及び問題の解決策の機会を与えている。参照は：<http://www.pitchgov.sp.gov.br/>。

サンパウロ州のその他、研究機関（大学、研究所、知能センター）を支持、奨励し、公共、民間企業、発明家、研究者たちを支援する。補完令 1.049/2008 及び州法令 62.817/2017 はパウリスタ技術パーク制度（Sistema Paulista de Parques Tecnológicos）及びパウリスタ技術開発インキュベーターネットワーク（Rede Paulista de Incubadoras de Empresas de Base Tecnológica）を定め技術を開発する企業のネットワーク構築の場に適切な環境作りを目指している。

主な恩典又はインセンティブ：

- 1) テクノロジーパーク・センター又はインキュベーター施設にスタートアップ又はイノベーション企業を設立。
- 2) 公務員の研究者（大学や研究センターなど）をコンサルタントとして開発に従事してもらう可能性。
- 3) 州技術研究局（IPT）及びエネルギー、原子研究局（IPEN）を通じ公私共同研究の可能性。
- 4) 研究室、機器、その他施設の共有。

2.3- サンパウロ市のスタートアップ及び技術革新に対する奨励策

世界及びブラジルでスタートアップのブームに伴ってサンパウロ市はサンパウロ開発機関（ADE SAMPA¹）を通じ起業家を奨励するプログラムが実施されている。

以下のプログラムが展開されている：

- 1- 技術開発をモチベーションアップさせるプログラム（VAI TEC²）は、市周辺の低所得の起業家が提示するオープンイノベーションの策定を奨励や資金の援助を目的とする。資金援助、トレーニング、メンタリング、コンサルティング等の連絡先やネットワークを有する。
- 2- “Fábrica de Negócios” プログラムは、サンパウロ市周辺の起業家に対するイノベーションの機会を支援する。当該プログラムはワークショップ、講演、専門家を通じイノベーション事業評価及びテストを目的とする。

2.4- ブラジルに於ける Open Innovation の奨励と恩典

Open Innovation はビジネス革新と共に人々の行動を変えて来た。

Open Innovation とは、国内外の組織の人々の知能、イノベーション知識の共有であり、二つの目的が際立つ： a) イノベーションプロセスの迅速化、特に、組織が変革に伴い競争力を増進するための旧弊打破； b) 現代社会の新しい文化の一要素であり、知識の共有である。

Open Innovation はスタートアップの強みの一つであり、ブラジルでは *Open Innovation* はブラジル人が本質的に開放的特徴で、共有を好む事から、早いスピードでその文化が形成された。100 *Open Startups* や AEVO などがオンライン・プラットフォームで *Open Innovation* を実施す組織が出現した。

この意味で、ブラジルは過去5年間で技術革新のエコシステムの大きな展開が見られた。公的機関においてもスタートアップ企業を活用し、オープンイノベーションを用いて公共サービスの迅速化と改善を目指している。

連邦政府は、2019年に国家スタートアップ支援委員会を発足させ、先に述べた通り、この企画は *Open Innovation* のエコシステムと関連組織を強化している。Portal Startup Point³には連邦政府の支援プログラムが35もあり、全てが公開されている。官民一体となって技術の解決、イノベーション、能力向上への支援、識者との接点又は同サイトを通じて顧客、投資家とのコンタクトや指導者の支援を告示している。

例えば、そのうちのプログラム StartOut Brasil⁴ は世界で最も有望なスタートアップのエコシステムへブラジルスタートアップ企業の参加を支援している。現在までボゴタ/メデジン、ニューヨーク、サンチアゴ、リスボン、上海、ボストン、ベルリン、マイアミ及びパリにて実施された。

ブラジルの各州や各市も徐々にスタートアップのエコシステムの支援及び奨励を促進している。既に述べたサンパウロ州、サンパウロ市以外にサンタ・カタリーナ、パラ

¹ 詳細はサイト <http://adesampa.com.br/>に託す

² 同上

³ 詳細についてウェブ・サイト <http://www.startoutbrasil.com.br/>に託す。

⁴ 詳細についてウェブ・サイト <http://www.startoutbrasil.com.br/>に託す。

ナ、ミナス・ジェライス及びリオ・デ・ジャネイロの各州にての支援・奨励策が挙げられる。

3- ブラジルのスタートアップ、零細企業及び小規模企業（ME/EPP）に適用されるインセンティブ

スタートアップの会社にとってもブラジル税制や過度の官僚主義は弊害となっており、外国からの投資に大きく影響している。

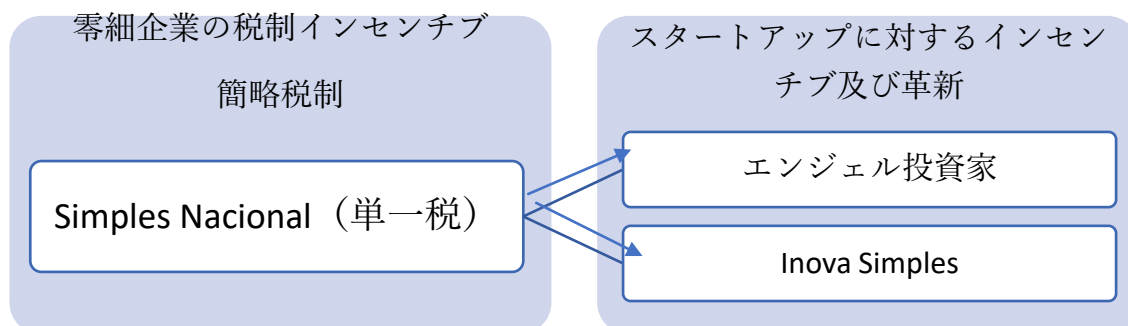
ブラジルの税システムは大きく二つの制度に分類されている：a) 零細企業に対する簡略課税と呼ばれる特別課税システム。これには課税の簡略化によって幾つかの特典が織り込まれている；b) その他の企業に課せられる一般課税システムである。

通常スタートアップは基本的な形態として零細企業（法が定める売上額によって）に属している。ところが、零細・小企業向け簡易税務申告制度（以下 **Simples Nacional**）法は国内外からの資金提供又は投資を受ける事を禁じた規制があった。これを是正するため補完令をもって **Simples Nacional** のスタートアップ企業も、国内外からの投資を受けられる様になった。この意味において二つの重大な変化がもたらされた：ひとつは、a- エンジェル投資家（Investidor-Anjo）と言う形態が出来上がり、もう一つは、；b- 新簡略課税の設定（Inova Simples）である。

これによって現在はスタートアップに有利となる課税法を選択する事が出来る。

最後に、国会で 2021 年 06 月 01 日の補完令第 182 でスタートアップと革新起業家の法的位置づけが明確化された。これにより、Simples Nacional に匹敵するスタートアップは次の特典が与えられる：

- 1- 連邦、州税を統一して差別税率で納入可能。市税（ISS＝役務提供税）は、連邦と市の税制協約に従う。
- 2- 会社契約書に表示せず国内及び海外より増資々金を受ける事が出来る。
- 3- Inova Simples の特典の享受。



エンジェル投資家又は Inova Simples の特典を受ける為の選択は Simples Nacional 加入の前提条件である事に注意されたい。

次に項目別に詳細に亘って解説する。

3.1- 零細・小企業向け簡易税務申告制度 (Simples Nacional)

ブラジルには零細企業 (ME/EPP) に対し法令及び税制に於いて特化した法規がある。ME/EPP と呼ばれるのは :

- a- 零細企業 : 年間売上高 36 万リアル以下 ;
- b- 小企業 : 年間売り上げ高 36 万以上、480 万リアル以下。

スタートアップは通常 ME/EPP に該当するが、Simples Nacional への登録を禁止されているケースは以下の通り。

その中で主なものは :

- a- 法人が会社の資本金に加入した場合 ;
- b- 外国に所在する法人の支店、子会社、事務所または代理店 ;
- c- 自然人が起業家として参加、又は他の Simples Nacional の対象となっている企業に参加して双方の売上合計高が規定額を超えた場合 ;
- d- Simples Nacional の対象となっていない会社の社員で資本金の 10%以上を所有している場合 ;
- e- 他の企業の運営者又は類似の役職にある者が社員又は社主となり、双方の売上高が法の定める枠を超えた場合 ;
- f- 他の法人の資本参加がある場合。

上記の禁止令はスタートアップが国内外の投資家の資本参加及び Simples Nacional の資格を維持する事の障害となっていた。2.3-項で挙げたエンジェル投資家制度が設定されてからスタートアップは外国からの資金提供を受ける条件が緩和された。

次いで、Simples Nacional の特徴と有利性について目を通して見よう :

- 1- -Simples Nacional は毎月 1 枚の納税伝票で次の納税が可能 : a) 雇用者の PIS, COFINS, IPI, INSS, 連邦税の IRPJ 及び CSLL) b) 州及び連邦直轄区税の ICMS ; c) 市及び連邦直轄区の ISS ;
- 2- 免除される主な税金 : 委託会社 INSS、INSS RAT 及び売上高に課せられる源泉徴収 (IRF, INSS, CSLL) ;
- 3- 月々の課税は売上高で計算されるので、INSS を計算する支払賃金、法人税及び社会分担金を計算する利益に関係ない。
- 4- 課税項目は会社の収入、経費のパフォーマンスによって減額する事が出来る。Simples Nacional は営業活動の種類及び売上高の範囲によって異なるため、個別に分析する必要がある。下記略式表を参照。

国家簡略税 - 課税			
事業活動	税率 (%)	月度売上額 (R\$)	統合税
商業	4.00~19.00	5.940,00~378.000,00	IRPJ, CSLL, COFINS, PIS/ PASEP, CPP, ICMS (*)

工業	4.50～30.00	5.940,00~720.000,00	IRPJ, CSLL, COFINS, PIS/PASEP, CPP, IPI, ICMS (*)
動産賃貸	6,00～33,00	9.360,00~648.000,00	IRPJ, CSLL, COFINS, PIS/PASEP, CPP, ISS (*)
医療関係サービス提供	4,50～33,00	8.100,00~828.000,00	IRPJ, CSLL, COFINS, PIS/ PASEP, ISS (*)
工学関係サービス提供	15,50～30,50	4,500,00~540,000,00	IRPJ, CSLL, COFINS, PIS/ PASEP, CPP, ISS (*)

(*) 州 (ICMS) および地方自治体 (ISS) の税金は、組合との合意によります。

- 5- 補足義務の軽減: 毎月提出が義務付けられている EFD 税務処理協力金、ECD デジタル会計処理及び ECF 税務処理報告書の提出が免除される。
- 6- 原料、材料、商品、製品仕入れの税金 : IPI、PIS、COFINS 及び ICMS のクレジットは認められない。また Simples Nacional に該当する企業からの仕入れの伝票には税金額の記載がないため ICMS 及び IPI のクレジットが出来ない。
- 7- Simples Nacional の対象となる企業は政府入札の際、同点になった場合、優先権が与えられる。
- 8- Innova Simples に適用される年商 480 万リアル規模の会社の商品及びサービスの年間輸出枠は 360 万リアルである。

3.2- エンジェル投資家

補完令 155/2016 で制定され、その後改正されたエンジェル投資家は、スタートアップが国内外の法人から、Simples Nacional 特権を失う事無く資金提供が受けられるようになった。

誰がエンジェル投資家として資本参加が出来るか?

株式取引委員会の規定により、個人、法人、投資基金が参加出来る (補完令 182/2021、17 条)。

エンジェル投資家の特質 :

- 1- 個人、法人、投資基金でも良い ;
- 2- 投資した ME 又は EPP の社員とはならず会社の資本金には計上されない ;
- 3- 会社を運営する権限はない ;
- 4- 会社経営の決議権はない ;
- 5- 会社更生法を含め、会社の債務には関与しない ;
- 6- 会社が法規によって特質性を失う事があっても投資された資産には支障を及ぼさない (民法 50 条) ;

7- 参加契約期限は最高7年である。

エンジェル投資家の見返りは：

- 1) 資金提供による見返りは契約の条件に従い、期限は5年間までとする。
- 2) 各期末にはエンジェル投資家は、契約条件に従って配当の権利はあるが、配当総額の50%を超えてはならない。

返済、移転又は資本組入れについて：

- 1) エンジェル投資家は提供した資金の回収は最低02年を経過または契約書に記載された、それを超過する期間で行われ提供額を回収出来るが、金額の修正は契約書で定められた率を超えてはならない（2002年01月10日付け法令10.406、1.031条）。
- 2) 回収金は提供した資金の価値修正した金額となる。
- 3) 名義変更の場合は資金を提供したスタートアップの社員の同意が必要であるが当事者間の契約にその条件が記載されて居ればその限りではない。
- 4) スタートアップが身売りされる場合、エンジェル投資家は買収の優先権を有し、更に、資金提供の名義変更及び売却を通常の社員と同条件で行う事が出来る。

提供資金回収、移転、資本金組み入れに関する租税：

- 1- 投資の譲渡、受取利益及びキャピタル・ゲインに対し源泉徴収による確定所得税が科せられる。
- 2- 税率は22,5%から15%の累進課税表に準じる。

3.3- スタートアップ及び革新的企業向けの簡易税制制度（Inova Simples）

簡略化された特別制度で、スタートアップと自称し、発展的又は旧弊打破を目的を特性とする会社に対し、差別化待遇によってダイナミックで早急な設立、形態化、事業の発展及び労働と収入の場の確立の推進者として奨励する意味で、その設立を奨励、税恩典及び補足義務の軽減の恩典を付与する（補完令167/2019）及び（補完令1238/2006、65-A&1）。

Inova Simples の有利性：

- a- 連邦政府のデジタル・ポータル（REDESIM）特有の書式に記入し会社設立又は閉鎖手続きの簡素化。
- b- INPI（国家工業所有権院）の手続の簡素化。
- c- Alvará(営業認可)の免除。

- d- 外国に居住する投資家による資金提供（エンジェル投資家として）が受けられる。資金提供は会社の収入や収益とは見做されず、スタートアップの開発プロジェクトの展開に充てられる。

Inova Simples の限定と禁止事項：

- a) MEI（個人零細起業家）は適用されない。
 b) 試験的販売額（売上額）は 8.1 万リアルに限定される。

結論として、海外スタートアップ企業の場合、外国のスタートアップとして設立は難しく、Simples Nacional と Inova simples に登録出来ない。一方で、エンジェル投資家として外国の投資家がブラジルのスタートアップに投資する事が出来る。

4- 技術革新プログラム（グッド法）

Simples Nacional を選択せず、又は選択の可能性が無い場合は、グッド法の名称で知らる技術革新プログラムの恩典を受ける可能性がある。

ブラジルには研究及び技術イノベーションの発展（P&DIT）を奨励する技術革新法（法令 11.196/2005）がある。

技術革新とは、新製品又は新しい製法、製品または製造工程に新しい手段或いは特徴を導入し、増量、生産性向上、マーケットに於ける競争力の向上に繋がる構想を指す。

技術刷新法の恩典を受けるための基本条件は実質利益で法人税を計上する企業形態を選択する事である。従って、Simples Nacional を選択しなかったスタートアップ会社は技術革新プログラムの恩典を受ける事が出来る。

主な恩典と有利性は次の通りである。

対象	有利性
法人税（IRPJ）及び社会分担金（CSLL）	a) ME、EPP 及び個人の発明家の P&DIT 実施費用を含め研究、開発費を営業費として計上出来る。 b) P&DIT に使用される機械機器の取得価格 100% の償却。 c) 関連法規に則って、P&DIT のために大学、研究機関、発明家のために使用する新しい機器の加速償却。 d) 外国に所在する個人または法人に支払われた技術、科学援助及び類似の費用又はロイヤルティーは、他の関連法規に副って、経費として控除できる。 e) 期中の P&DIT 費用を営業費として計上された金額の 60% まで、法人税及び社会分担金の課税対象額から控除できる。
源泉所得税（IRRF）	商標、特許、遺伝子変更製品登録費の外国送金に対する源泉所得税は 0%。

工業製品税 (IPI)	PDIT に使用する機器取得の際工業製品税の 50%減税。
----------------	-------------------------------

刷新技術インセンティブの税制恩典を受けるための手続と要件は次の通りである：

- 1- 税制恩典を受けるための基本的な要件は、ブラジル国税庁（RFB）に於ける税制上適法な状態を維持する事である。
- 2- 税制上のインセンティブを受ける為には、他のインセンティブとは違い、事前に認可を要請する必要はなく自動的に作動する。会社がこのインセンティブを享受する事を決議し、個別の会計処理を施しプロジェクトによるイノベーションの費用を的確に示す。
- 2- 各期末に会社は法人税及び社会分担金の税務会計を特定書式（ECF）を以って技術革新に受けたインセンティブについて報告する。
- 3- 更に、科学、技術、革新省（MCTIC）に対し特殊書式を以って、プロジェクトの実施の技術的情報を提供する。
- 3- MCTIC は会社が提出した報告書を検討し、承認の是非を国税庁に報告する。

- 4- MCTIC から連絡を受けた国税庁は ECF に記載された条項について調査する事が出来る。MCTIC が拒否した条項の不備について会社に通告し見直しを要求する。以上の理由により、自動的に適用されるにも拘らず、技術革新プロジェクトの設置プロセスの内部管理、会計処理に不備があり、MCTIC 及び RFB に事実と異なる報告が為された場合、税制上のトラブルが生ずるリスクがある。これに関する条項が包括的、総括的であるため、特定規則詳細が記載されていない点が見られる。

5- ブラジルのスタートアップへの外国の投資

ブラジルのスタートアップに対する外国よりの投資の障害となっているのは会社法と税法の不一致である。先にも述べた通り、スタートアップは零細企業又は小企業の特徴を持っている。多くの企業は税率が低く、手続きが簡素で統合した差別化された納税の **Simple Nacional** に適応する形態を選んでいる。

又、すでに述べた通り、この問題はエンジェル投資家及び **Inova Simples** 制度の設置によって回避された。しかし、この選択肢があるにも拘らず、伝統的な投資家たちはエンジェル投資家としての投資を躊躇している。主な理由はビジネスの運営に権限をもって携わるパートナーになれないからである。

一方、企業のリスクを負わず、配当金を受ける株主の権利を保持し、投資額の偶発譲渡によるキャピタル・ゲインを受ける利点もある。複数の国の起業家がこの新しい

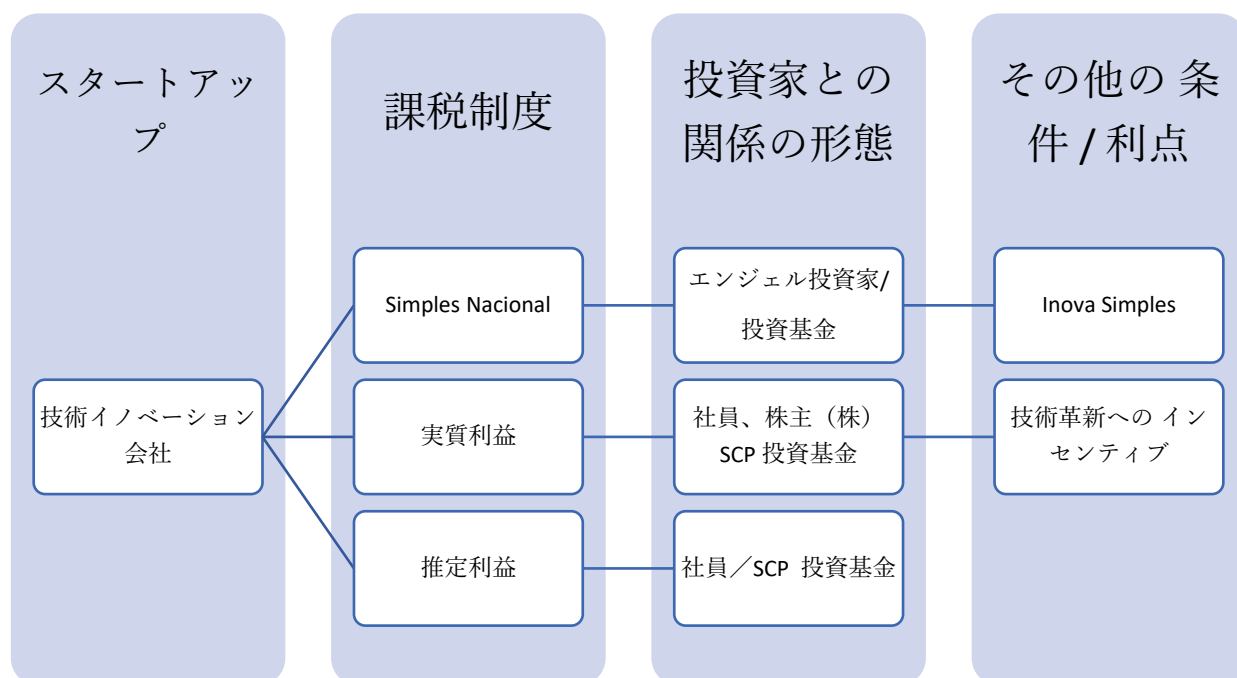
選択肢を採用している。例を挙げれば、利益を目的としない“ブラジルのエンジェル”⁵は、エンジェル投資家の起業意欲を繋げて新企業への参加を奨励している。更に付け加えると、同機関は国際企業家ミッション派遣を促進し、特に、ダイナミックにイノベーションされたエコシステムとスタートアップを持つイスラエル向けに 2015 年以降毎年派遣している。

スタートアップ会社が法人税及び対純利益社会分担金を算出するため実質利益或いは推定利益方式を選択した場合、投資家との関係に於いて複数の選択肢が発生する：
 a) 株式会社（公開又は非公開）の場合通常又は優先株保有者の株主；b) 有限会社の多いその他の形式の会社の持分社員；c) 共同計算（SCP）の参加社員、この場合投資家は会社の資本金への参加はなく、投資プロジェクトのみで、会社の行為に対して法的責任を負わない；d) スタートアップに投資する投資基金の参加者。

従って、問題は差別化課税制度にある、Simples Nacional は、スタートアップ会社の金銭出納に然るべき差が生じ、特に創立初期の数年間競争力が増大する。

6- スタートアップへの投資の有利 / 不利の比較要約表

以上述べて来た通り、スタートアップ及び技術革新企業は、税務面、増資面に於ける有利性の安定性が増大する。次に投資家がスタートアップに投資する場合の課税方式、条件及び利点について選択肢の要約を紹介する。



⁵ 詳細についてサイト <http://www.anjosdobrasil.net/> に託する。

上記の提示の特徴、利点、不利点その他条件の要約表

関連事項	零細・小企業向け簡易税務申告制度 (Simples Nacional) 法	一般課税制度
会社形態	株式会社は除外	全ての会社形態
投資家 (資金提供)	<ul style="list-style-type: none"> - エンジェル投資家 - 制限されない自然人社員 - エンジェル投資家用の投資基金 	<ul style="list-style-type: none"> - 社員 - 株主 (株) 通常又は優先株の選択 - SCP (Sociedade em Conta de Participação) / (Special Partnership has no legal personality) - SPE (Sociedade de Propósito Específico) / (Specific Purpose Society) - 投資基金
投資家の報酬と利益	<ul style="list-style-type: none"> - 当総額の 50% までの配分 - エンジェル投資家：a) 最低 2 年後まで投資額の引上げ；b) 最高 7 年間まで持続；c) 資金提供の報酬：最高 5 年まで 	<ul style="list-style-type: none"> - 制限なし、社員の決議による - 株式会社は株式会社法に則った株主総会の決議による。 - 法律による報酬及び引上げの期限はない。
課税	零細・小企業向け簡易税務申告制度 (Simples Nacional) (統一税)	<ul style="list-style-type: none"> - 経済活動の種類別の粗売上高が課税の対象となる。 - 法人税、社会分担金 - 実質利益または推定利益
恩典	- Inova Simples	- 技術各維新のインセンティブ実質利益による法人税及び社会分担金に限定。

【本レポートの利用についての注意・免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンパウロ事務所が中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の一環として UENO PROFIT ACCOUNTING & BUSINESS CONSULTING に作成委託し、2021年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび UENO PROFIT ACCOUNTING & BUSINESS CONSULTING は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび UENO PROFIT ACCOUNTING & BUSINESS CONSULTING が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・サンパウロ事務所

E-mail : infosao@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課